

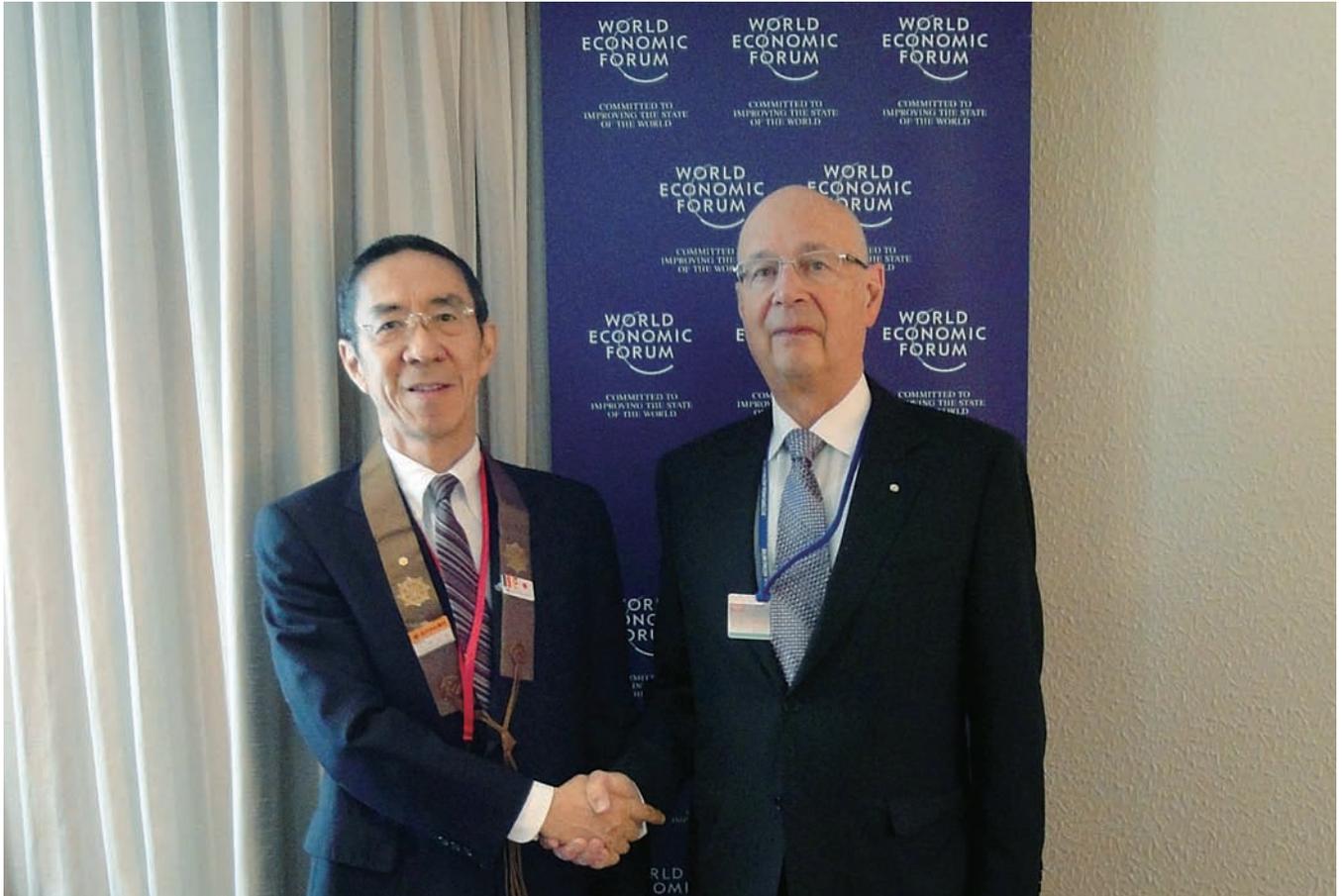
ZENBUTSU



全仏

No.
584

仏暦2555年11月
[2012年]



世界経済フォーラム(WEF) クラウス・シュワブ会長と面談 (左:小林正道本会理事長 右:クラウス・シュワブ会長)

目次	——	震災と宗教	
		赤坂 憲雄(学習院大学教授).....	2
		「いのちと原子力」シンポジウム参加者に聞く	
		原子力発電への意識調査結果.....	4
		宗団法人の管理・運営について ～「聖」と「俗」から考える～	
		塚寄 智志(野村証券株式会社 金融公共公益法人部).....	7
		文化庁文化部宗務課主催 東日本大震災にかかる指定寄附金制度	
		現況調査のための被災宗団法人現地視察に同行.....	9
		東日本大震災 第四次支援金 締め切り迫る.....	11
		財団法人仏教伝道協会主催	
		平成24年度仏教聖典を初歩英語で学ぶ会 後期のご案内.....	12

公益財団法人

震災と宗教

学習院大学教授 赤坂 憲雄

東日本大震災が起こって三週間あまりが過ぎた頃から、被災地を歩きはじめました。津波に舐め尽くされ、行けども行けども瓦礫の山が連なっている被災地を、ただその情景を眼に焼きつけるためだけに歩いてきたのかもしれない。気がつくと、生き残った神社や寺を訪ねては手を合わせ、そこかしこに生まれている聖地や霊場を見つけては手を合わせ、これは巡礼なのだと思ふようになりました。

いくつもの強く印象に刻まれた情景がありました。二〇一一年の四月七日、福島県いわき市の薄磯で見た光景は忘れることができません。六地藏の祀られた切通しを抜けると、津波によって壊滅した住宅街が広がっていました。一面にうず高く瓦礫が重なり合い、火災もあったのか、赤茶けた鉄骨がむきだしのビルが残っていました。その瓦礫の海のなかに、鳥居が孤

高に立ち尽くしていたのです。瓦礫を掻き分けるように近づいてみると、鳥居は傷つき瓦礫に埋もれながら、二本の足を踏ん張るように立っていました。狛犬は一体だし、鳥居に寄り添うように、しかし、そっぽを向いていました。そのすこし高台に、神社の拝殿がありました。薄井神社でした。避難所として使われていたようでした。この薄磯地区で、津波の難を逃れ、たわずかな建物のひとつだったのです。

それが、わたしにとっての東日本大震災の原風景となりました。それから、生き残った鳥居や神社にくりかえし、くりかえし遭遇することになります。そればかりではなく、震災の被災地には、いたるところに宗教がむきだしに露出していたのです。

* * *

四月二十二日、福島県南相馬市

の鳥崎でも、壊滅したムラの背後の丘の中腹あたりに、氏神のヤシロが生き残っていました。百五十戸のムラで、津波の被害を免れたのは山側の一二、三戸だけでした。氏神の八龍神社の社殿、そしてアンバ様の祠のすぐ下にまで、津波は押し寄せていました。何とか足元を洗われただけです。烏崎は何度か訪ねましたが、生き残った土地の神々に手を合わせることもできたのは、瓦礫の撤去が進んだ秋になってからのことでした。

むろん、津波に洗われた神社も数多くありました。明治の三十年代から浦の埋め立て事業が行なわれて、水田地帯となった開拓地は泥の海になっていましたが、そのなかのわずかな木立ちが残るあたりを指差して、同行者はあそこに神社があったのですが……と教えしてくれました。どうやら、そうした開拓地などに、比較的新しい時代に創られた神社は、津波による厳しい被災を蒙っています。それにたいして、ムラの氏神として

祀られてきた古い神社のなかには、津波の難をまぬかれたケースが多かったように見えるのです。

いくつかの震災地図で確認してみると、浸水ラインの外側に神社のマークが明らかに点在していることがわかります。古くからの神社には、津波が届かなかつたのです。はたしてたんなる偶然にすぎないのか。議論に値するテーマだと思えます。それから、もうひとつ、縄文の貝塚もまた、多くが津波から生き残っています。これは縄文海進という問題もあつて、たとえば縄文人が津波を避けて高台に住んでいたのか否か、にわかに結論をくだすことはできません。

それにしても、寺田寅彦が「天災と国防」というエッセイのなかで語っていたことが、ここでも思い出されます。伝統的な社会においては、くりかえされる災害の記憶を忘れることなく、時の試練に堪えるような場所に家を建てムラを営んできたがゆえに、災害にたいして強かつたのだと、寺田は指摘していたのです。そのなかでも、

ムラの氏神はさらに安全な場所を選んで祀られていたのかもしれない。

* * *

五月の末には、宮城県南三陸町の水戸辺という海辺のムラを訪ねました。ひとりの漁師が、津波に流された家々のあいだに立って、こんな話をしてくれました。このムラには近世より、鹿踊りという民俗芸能が伝承されてきました。ムラの男たちは探しまわった末に、津波に押し流された瓦礫のなかから鹿踊りの衣装や太鼓を見つけだすのです。そして、避難所で鹿踊りを演じました。みな、ほっとしたように涙を流したといえます。

ここは、海山のあいだに開けたムラなのです。畠山重篤さんの「森は海の恋人」というキャッチフレーズがあります。三陸の海の民は山を育て、炭を焼くとともに、海に出て漁を行ない、養殖漁業に従ってきたのです。ときには鹿を獲物とする狩猟を行ない、鹿踊りを奉納してきたのです。

津波が届かなかった高台に、い

まも古い鹿踊りの供養塔が建っています。石碑のおもてが剥落して、もはや刻まれた文字を読むことは困難ですが、そこには「生きとし生けるものすべての命の供養のため、この踊りを奉納する」と刻まれているようです。生きるために鹿を狩り、その肉を喰らうてきた人々は、その獣の命を供養するために踊りを奉納してきたのです。そして、その供養の対象は「生きとし生けるもの」すべてに広げられて、鹿踊りはあらゆる生きものの命に向けての敬虔な祈りとともに、いつしか伝承されることになったのでしょうか。

それはあきらかに、平泉の中尊寺建立願文の思想に通じています。そこにも、戦に死んでいった敵味方にかかわらずなく、命あるすべての「生きとし生けるもの」たちの悉皆成仏を願う浄土思想が示されています。宮沢賢治の「原体剣舞連」という、やはり民俗芸能のひとつである剣舞を素材とした詩のなかにも、同じ思想が流れています。その最後は、「打つも果て

るもひとつの命」という言葉で結ばれていました。敵味方の対立を超えて、それゆえに、殺す／殺される、食べる／食べられる、といった対立も超えて、「生きとし生けるもの」たちはみな「ひとつの命」になるのです。

震災の夏から秋にかけては、とりわけ二万人近い犠牲者の弔いと鎮魂のために、被災地には祈りの声が満ちていました。津波に襲われ、多くの犠牲がもたらされた特別な場所には、自然発生的に鎮魂・供養の場や、小さな霊場・聖地が生まれていました。その被災地で、いつせいに民俗芸能が復興を遂げたのは、けっして偶然ではありません。東北の夏祭りや民俗芸能は、多くが鎮魂・供養、厄払いをテーマとしていたからこそ、それはただちに復興を遂げることができたのです。二万人の死者・行方不明者こそが、民俗芸能による供養と鎮魂を求めていたとも言えるかもしれません。

くりかえしますが、被災地には宗教が、宗教的なるものがあふれ

ていました。すくなくとも、わたし自身はあらためて、宗教とは何か、という問いを突き付けられた気がしています。コミュニティ再興の条件としての神と仏の場所についても、やがて問われることになるでしょう。

赤坂 憲雄（あかさかのりお）



東京都出身。学習院大学教授。福島県立博物館館長。遠野文化研究所センター所長。専門は東北文化論と日本思想史。「東北学」を掲げて、地域学の可能性を問いかけてきたが、最近では、あらたな近代思想史へのアプローチの道を探りはじめている。主な著書に、『異人論序説』（ちくま学芸文庫）、『山の精神史』（小学館ライブラリー）、『東西／南北考』（岩波新書）、『岡本太郎の見た日本』（岩波書店）、『東北の鉱脈』（荒蝦夷）、『三・一一から考える「この国のかたち」』（新潮選書）ほか多数。

「いのちと原子力」シンポジウム参加者に聞く 原子力発電への意識調査結果

前号ではシンポジウム「いのちと原子力シリーズ① 原子力発電とは？」の各講師特別寄稿を掲載致しました。今号では参加者にご協力頂いたアンケートの集計結果を掲載させていただきます。

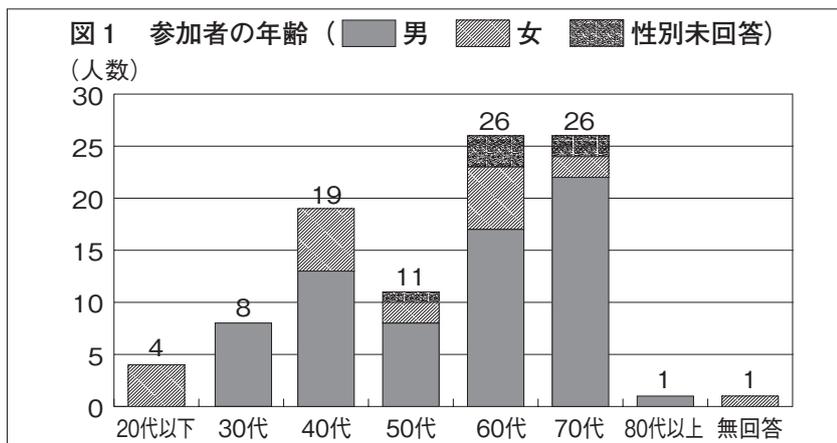
調査対象：八月一日開催シンポジウム参加者全員

調査方法：参加者全員へ選択式及び記述式アンケート用紙を配布、回収

シンポジウム当日は百五十名が参加、今回のアンケートでは六十四名の九十六名分の回答を頂き、本会により分析を行いました。

原子力発電を巡る問題は 広い年代に関心

まず、今回のアンケートに回答した参加者の年代別のグラフが図1です。二十代から八十代まで広い年代層が原子力発電を巡る問題

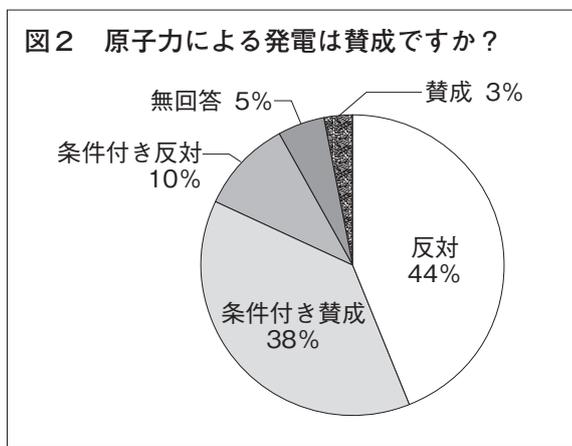


に関心を寄せました。参加者の性別は男性六十九名、女性二十一名、無回答六名となりました。職業は会社員が二十五名と最多で、次に多い宗教者・無職が各十九名であり、参加者の多くが一般の方々でした。

原子力発電には賛否両論も、 賛成の参加者はほとんどが 「条件付き」

問1「原子力による発電は賛成ですか？」図2の結果のように、十四%が反対と最多。「条件付き反対」を合わせると五十四%となります。一方で、「条件付き賛成」と「賛成」を合わせた数値も四十一%に上り、原子力発電に関する賛否が割れている状況が浮かび上がっています。

しかし、原子力発電に反対の参加者は「反対」がほとんどなのに



対して、賛成の参加者はほとんどが「条件付き賛成」となっていて、無条件賛成は全体のわずか三%と少数でした。

問2「どのような理由でそう思いますか？」

——「条件付き賛成」と回答——

- ・日本が経済的に発展するには必要（六十代男性）
- ・今は必要と思うが将来的には原発をなくしていくべき（三十代男性）
- ・事故対策を世界水準規制まで高める事ができるのなら、日本や世界の将来を考えた場合必要（二十代女性）

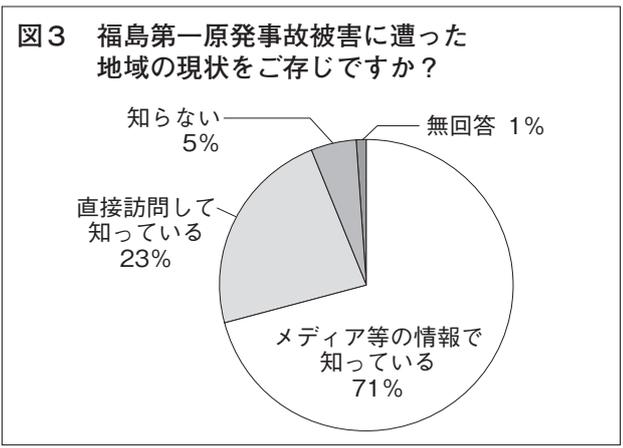
——「反対」と回答——

- ・核廃棄物の存在を忘れてはいけない（六十代女性）
- ・すでに多くのいのちを危険にさらし、被災者が困難な状況を続けているから（四十代女性）
- ・今日の話を伺って、技術者が取り扱えないエネルギーだと良くわかったから（三十代男性）
- 等、条件付き賛成の理由としては経済的な理由、現状代替の発電が

不十分だから、という理由が目立ち、反対の理由としては原子力発電の安全対策、核廃棄物等安全面の問題に対する拭いがたい不安感や、「いのち」が脅かされる、危機にさらされている、という理由が目立ちました。

事故地域の現状については多くの参加者がメディアの情報頼み

問3 「福島第一原発事故被害に遭った地域の現状をご存じですか？」 図3の結果のように、七十



％の参加者が「メディア等の情報で知っている」と回答。実際に現地を訪問した参加者は二十三％に留まりました。

地域の实情に関しては、今後のシンポジウムや機関誌等を通じて生の声をお届けし、メディア等がなかなか報道できていない部分に焦点を当てて発信をしていく姿勢を示すことが、本会がシンポジウムを主催する大きな意味になっていくと見受けられます。

放射能の影響に関しては、原子力発電賛成派の人も高い関心を寄せる

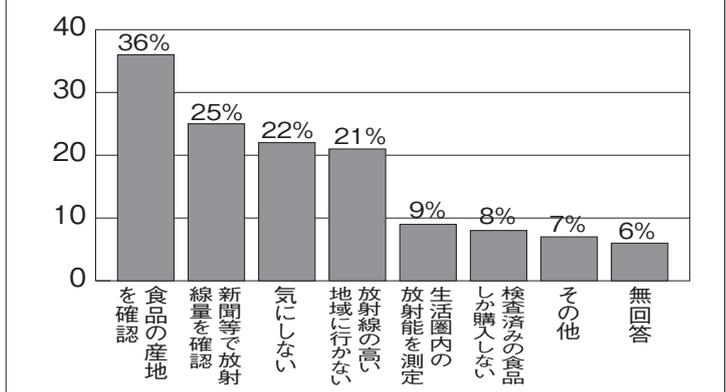
問4 「放射能について気をつけている事はありますか？」（複数回答可、二十五名が複数回答） 図4の結果のように、原子力発電に賛成している参加者も、反対している参加者も高い関心を寄せているという実態が明らかになりました。最も多かったのは「食品の産地を確認する」（三十六％）次いで「新聞、ネット等で放射線量を確認している」（二十五％）「放射線量の

高い地域に行かないようにしている」（二十一％）と続きます。「何も気にしない」という回答も二十二％あったものの、

「個人としての対策のすべを知らない」（七十代男性）
「色も無い、臭いも無い、線量計は高価すぎるし安いものはダメ」（四十代男性）
「気にはなるが、気にしないようにしている」（六十代男性）
等、選択肢のような対策では無意味と思っているのも何もしない、という回答も見られました。また、食品に関しては、

「当時は産地を気にしたが、今は気にしていると食べられるものがなくなると思っている」（四十代女性）
「（放射線は気になるが）被災地の食品をなるべく購入している」（六十代女性）
「子供が口にするものは気にしていきたい」（三十代男性）
等、復興支援や自分たちの生活に関わる部分で揺れ動く消費者心理を感じ取れる結果となりました。

図4 放射能について気を付けていることはありますか？

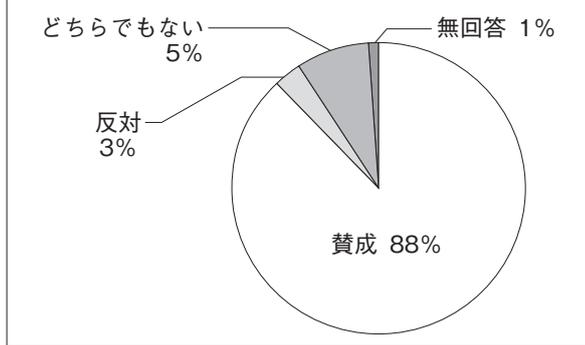


本会が原子力発電に関わる問題に取り組む事に関してはほとんどの参加者が賛成

問5 「全日本仏教会が原子力発電に関する問題に取り組むことに賛成ですか？」 図5の結果のように、八十八％が賛成、三％が反対とほと

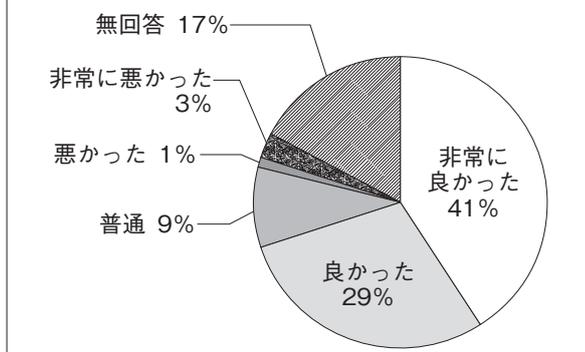
また、女性で回答した二十二名の中では、うち十名が食品の産地を確認、もしくは検査済み食品しか購入しないと答えています。

図5 全日本仏教会が原子力発電に関する問題に取り組むことに賛成ですか？



などの参加者が賛成の立場でした。賛成の主な理由としては、「偏った意見ばかりが強調され中立の立場での取り組みが必要」(七十代男性)「今回に引き続き、多面的な見方で考える場を提供してほしい」(四十代女性)「生き方・考え方を示すのが宗教団体に必要なことだと思うので」(四十代男性)という意見に代表されるよう、今日の問題に対してわかりやすく情報を提供してほしいといった要望や、考え方、生き方のヒントを

図6 今回のシンポジウムの内容はいかがでしたか？



示してほしいといった要望が目立ちました。反対意見としては、「今の状況で取り組みと、ある一定のイデオロギーに組することになると思います」(四十代男性)といった声が寄せられました。問6「今回のシンポジウムの内容はいかがでしたか？」図6の結果のように、「非常に良かった」が四十一%、「良かった」が二十九%と、良いと評価する参加者が七割を占め、「悪かった」「非常に悪かった」と答えた参加者は、合わせてわずか四%でした。

原子力発電には反対だ、という参加者もシンポジウムの内容に關しては、「原発を推進してきた人の意識を知ることができた」(六十代男性)

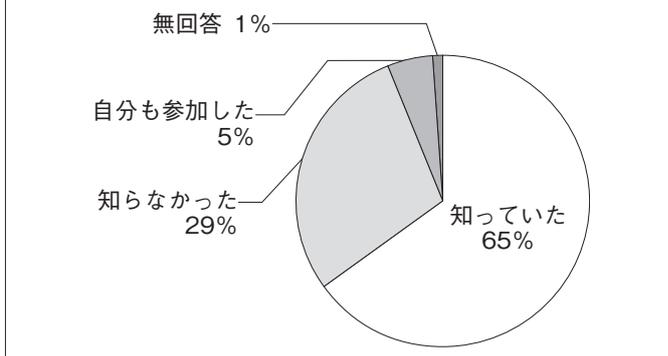
「原発事故の仕組みについて改めてよく知ることができた。総じて、絶対の安全はないことは改めて確認できたように思う」(三十代男性)等、講師である牧英夫氏の細かく丁寧な解説を評価する声が多数寄せられていました。

宗教者の被災地支援へ期待

問7「宗教者が被災地支援を継続的に行っている事を知っていましたか？」図7のように、六十五%が「知っていた」と回答。

また、「今、寺院を始めとした宗教法人に何を期待しますか？」という記述式の問いにも宗教者の被災者支援に関する期待(被災者に寄り添い続けてほしい、心のケア、弱者救済等)が多く寄せられました。また、原子力発電の問題等、今日的・社会的な問題に対して積極

図7 宗教者が被災地支援を継続的に行っている事を知っていましたか？



的に取り組んでほしい、という声も様々な項目から寄せられました。

こうしたアンケート結果や寄せられた意見・要望を踏まえた上で、本会では来年三月に「いのちと原子力②」シンポジウムの開催を企画しています。

詳細は決定次第、本誌『全仏』及びホームページにて告知させていただきます。次回のシンポジウムにも多数の参加者のご来場をお待ちしております。

宗教法人の管理・運営について

「聖」と「俗」から考える

野村證券株式会社 金融公共公益法人部 塚崎 智志

宗教法人を取り巻く環境変化に
関して、二年半ほど前にこの機関
誌『全仏』において警鐘を鳴らし

俗的側面(俗)の要素を理解し、
いかに実践に活かすかが強く求め
られているのである。

た。当時は、檀信徒・門徒・信者

宗教者・宗教法人の本質は宗教

の宗教観の変化、祭祀儀礼に対す
る向き合い方の変化、国内の人口

的側面に集約されるわけだが、国
内人口動態の急激な変化(人口減

動態、地域コミュニティの変化、

少と少子高齢化、過疎化など)、

といった宗教的側面に関すること
から、宗教法人運営に関すること

生活様式の変化、情報媒体ツール
(インターネット、フェイスブック、

として、公益法人制度改革、税務・
会計問題、財務基盤の構築・強化

ツイッターなど)の多様化が影響
を与えているであろう、この宗教

など世俗的側面にも言及した。ま
だ変化の波を他人事のように受け

観・宗教行動の変化には驚くべき
ものがある。この宗教観・生活様

止めていた方も多かったのではな
いだろうか。しかし、想定をはる

式の変化により、寺院と檀信徒・
門徒・信者の方々との関係のあり

かに超えるスピードで寺院も変化
の波に飲み込まれようとしている。

方も多様化してきており、今後も
変化への対応を求められるだろう。

特に、筆者が以前から言及してい
るように、宗教的側面(聖)と世

当然ながら、宗教者として本質の
追求は基より、多様化に耐えうる

柔軟性も必要となってきたものの
である。

特に昨年三月十一日に発生した
東日本大震災をきっかけに、潜在
化(これまで直視することを敬遠)

化した関係性の中で今回の大震災
が起きてしまい、そのまま関係が
崩壊してしまった寺院。はつきり
と明暗が分かれてしまったのでは
ないだろうか。

していた問題が顕在化したことも
事実である。都市部を中心に地域
コミュニティの崩壊、寺院と檀信
徒・門徒・信者との関係が弱体化
しているといった表現がよく使わ
れるが、今回の震災により、被災

一方で身内や友人を亡くし、心
に大きな傷を負った方々が多く存
在し、僧侶(宗教者)として多く
のものを求められているにも拘ら
ず、応えることが出来ずにいる方
がいることも事実である。

地域の一部寺院・神社などの宗教
施設を中心に強いコミュニティ基
盤を構築できている地域とそうで
ない地域がはつきりとしたのでは
ないだろうか。

こういった変化は何も被災地に
限ったことではなく全国で起きて
いるのである。
環境変化には様々な要素が存在
するが、「人」という切り口で検

筆者も数回に亘り被災地に足を
運び、現地で活躍されている僧侶
の方々と会話の時間を持たせてい
ただいたが、「改めて僧侶として

証してみると、国内構造変化の根
本にはこれまで経験したことの無
い人口動態の急激な変化がある。
人口動態の変化とは、人口減少、

の本質を求められているのではな
いか」との発言を聞くことも多か
った。本来備わっていた機能を存
分に発揮できている寺院と、形骸

少子高齢化、人口の偏在化(地方
の過疎化)・流動化などのことで
あり、僧侶(宗教者)として教化
育成の対象として、または寺院運

営上の経済基盤を支えてくれる対象としての檀信徒・門徒・信者の数に直結するところで問題が生じている。

筆者も全国で講演・セミナーなどの講師を務めることも多く、その派遣先の今後の人口推移予想を確認していくのだが、極端な例としてはこれから二十年ほどで現在の人口の半分くらいにまで減少してしまう市・町・村が存在するこ

とも事実である。寺院(宗教法人)運営上欠かせないのが「人」であるが、その「人」の減少は様々な意味で寺院運営に影響を与える。漠然としたイメージではなく具体的な数値を把握した上で今後の寺院運営を考える時期に来ている。

宗派によっては寺院の統廃合など、これからの寺院のあり方について具体的に議論されているところもあるように聞くが、宗務行政として何をどのように守り、伝えていくのか岐路に立たされている

ことは間違いないだろう。また、その「人」の生活様式の変化から見てとれる宗教観の変化、宗教行動の変化・多様化も顕著である。

檀信徒の生活様式、宗教観、宗教行動が変化・多様化するに伴い、僧侶としての対応も様々な側面で多様化を求められている。

そこで問題になるのが、寺院の後継者問題もそうだが、檀信徒・門徒・信者の世代間継承の問題である。本質(寺院の機能)を伝えきれず、世代間継承が上手くいかないと、「直葬」という葬送形態が増加し、「ネット供養」「ネット墓地」を展開しているような業者が跋扈するのである。流動化している国内人口動態の中で、消費者化している檀信徒・門徒・信者の意識・行動を理解し、「仏教」の本質を伝えるとはどういうことなのか、そのためには何が必要なのか、真剣に検討しなければならぬ。また、宗教的側面(聖)への対応

が強く求められていることと併せて、世俗的側面(俗)への対応も知識・実務両面で、看過できない問題となっている。筆者も多くの宗教者(宗教法人)の方々とお話する機会をいただくが、一般的に宗教法人を管理・運営しているという意識は薄く、税務・会計

処理、法的な知識習得と実務、関連法律の理解、透明性の確保と説明責任の遂行など運営に必要な基本的な要素に関しての理解は残念ながら進んでいない。中でも筆者が講師を務める講演、セミナー、研修の質疑応答でも多いのが、税務・会計の問題に絡んでの税務署の動向についてである。

特に最近では、一部宗教法人に対し税務署から「事業内容等についてのお尋ね」という書面が送付されており、受け取った方々が戸惑っているという話を聞く。この「事業内容等についてのお尋ね」には質問事項として、宗教法人の

概要(宗派、檀家・信徒数、檀家総代の住所・氏名など)、宗教活動の収支等の状況、宗教活動以外の収支等の状況、預貯金等の状況、不動産等の状況、備付帳簿等の状況、給与の支給状況等がある。各上部団体もそれぞれ対応されているようだが、このような文書は法定外文書と呼ばれているもので、税法上の規定に基づいて納税者が提出しなければならない法定文書ではない。

この法定外文書は宗教法人法八十四条で謳われている「国の機関は宗教法人に対する公租公課の賦課徴収に関し宗教法人について調査する場合、その他宗教法人に関して法令の規定による正当の権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しなければならない。」という部分からも判るように、宗

教法人に関する調査において留意すべき事項から逸脱しており、宗教法人の特性を理解しているものとは思えない。また、提出した書類は留め置かれる可能性もあるというのだが、留め置くということには支配権が税務署に移り実質的には押収されるということである。しかも、檀家総代の住所、氏名を記入するようになっていたことも個人情報保護法の観点からは危険な運用と言わざるを得ない。現実的に情報漏洩は内部における問題による原因がほとんどなのである。

以上のように今回の税務署の対応には疑問点が多いことは事実である。しかしながら、上記の質問事項の詳細把握は当然だが、宗教法人としての公益性議論、宗教法人に対する課税強化議論、背景にある国家財政問題、消費税引き上げ議論、今年は特に政治動向など全てが絡み合っている中で、宗教法人を管理・運営するとはどういうことか、宗教法人という公益性を持った法人がどのような存在なのか、他法人との違い・特性を理解しつつ、永続性を担保するために必要な要素についても強く認識する必要がある。

その為には宗教法人における公益性についてそれぞれの宗教者（宗教法人）が理解し、対外的にも議論できる素地を形成することが重要である。ただ、これまでの税務調査動向などを見てみると、一部宗教法人の税務・会計処理がずさんだったことは事実であるし、一般的な事業法人の管理・運営と比較すると低レベルであることは否めない。また、一般社会からはあまりにもかけ離れた世界で運営されているという印象が拭えないのである。

これから宗教者（宗教法人）の方々に求められるのは、宗教法人法に則った上で最低限必要な法的知識の習得、組織の統治・統制、運営実務の理解・実践、各種書類の整備、個人情報管理などの重要性を理解・実践することと、それらを適正に機能させるために必要な外部機関による監査体制の構築なのではないのだろうか。

塚崎 智志（つかざきさとし）



野村證券株式会社金融公共公益法人部 公共公益法人課課長 宗教セクター担当

昭和四十三年福岡県生まれ、平成二年野村證券入社。渋谷支店、福岡支店、投資信託部、新宿野村ビル支店などを経て平成十八年から現職。

宗教法人の管理・運営に関して寺院への情報提供及び実務サポートを行っている。一方で、伝統仏教各宗派、都道府県及び地域仏教会などでの僧侶向けに講演、研修、セミナー講師を務め、宗教法人向け情報誌への執筆も行う。

文化庁文化庁宗務課主催 東日本大震災にかかる指定寄附金制度 現況調査のための被災宗教法人現地視察に同行

この度、文化庁文化庁宗務課（以下、文化庁宗務課）の主催で、東日本大震災で被災した宗教法人の現地視察が行なわれた。沿岸部の被災三県を対象とする視察に、全日本仏教会（以下本会）からも事務総局職員が同行した。第一回目は九月三～四日に福島県、第二回目は九月十～十一日に岩手県の曹洞宗・浄土宗・臨済宗妙心寺派・真言宗智山派寺院を訪問（第三回目は十月三十～三十一日に宮城県を予定）し、現場の視察と、関係者から震災時及び現在の状況をお伺いした。

今回の視察は被害状況や復興状況の把握のみならず、指定寄附金制度（以下、指定寄附）について、実際に被災した宗教法人の立場からの意見を聴取することを目的としている。その聴取結果は、文化庁宗務課が東日本大震災にかかる指定寄附の延長申請（現在適用されている制度は、原則として、平成二十五年十二月三十一日までに所轄庁の確認を受けなければならぬ）を財務省に行うにあたり、資料として使用される予定である。指定寄附は通常文化財の修理などの際に適用される制度であるが、阪神淡路大震災時に初めて、本堂や庫裏、その他建築物の原状復帰に際しても適用され、今回の震災においても同様の運びとなった。阪神淡路大震災にかかる指定寄附についても期限が設けられ、その都度延長を重ねて、都合八年間適用された。

あると考えられる。但しその都度延長の申請が必要であることから、今回の視察目的の一つとなった。視察を行うにあたり、事前に文化庁宗務課より現地コーディネイトの依頼が本会にあった。視察地選定にあたっては、沿岸部の被災三県に最も寺院数の多い曹洞宗宗務庁に協力を仰ぎ、視察の日時や場所を決定し、視察にも本会と曹洞宗の職員が同行することとなった。

第一回 福島県

福島県は、主に内陸部の地震被害による損壊を受けた寺院を訪れた。地震による本堂・庫裏・墓地（墓地は指定寄附対象外）の被害も甚大であった。ある程度資金が調達できる寺院は、震災から二回目のお盆までに修復をされていた一方で、未だにめどが立っていない寺院もあった。

第二回 岩手県

岩手県は津波で被害を受けた寺院を主に訪れた。被害は甚大で、檀信徒・門徒で亡くなられた方も多い。一部復興を計画している寺院もあったが、ほとんどは地域そのもの復興計画が進んでいないため、寺院の復興も同様の状況であった。視察から見えてきたもの

今後の課題について

視察を終えて福島県と岩手県に共通して言えることは①多くの寺院が指定寄附を知らない、②指定寄附についての誤解がある、という点である。

①指定寄附については、宗派や県から周知が図られているはずであるが、実際は多くの方が知らなかった。案内が届いていなくても被災後送られてきた多くの書類に紛れてしまったか、目を通していてもそこまで気が回らなかったか、様々なことが推察される。何れにせよ、既に修復が済んでいる寺院もあり、中には勤め先から退職金を前借りして費用に充てた住職もいて、指定寄附を知っていれば、少しでも復興の手助けになったであろうと思うにつけ残念でならない。

②指定寄附は広く全国の不特定多数の方から寄附が募れるにも関わらず、檀信徒・門徒等が対象で

あるかの如くの誤解があることが判った。また、提出書類についても、通常建築を行なう際の必要書類とほぼ同様であるにも関わらず、非常に煩瑣であるイメージで受けとられているなど、誤解があることが判った。

今後、文化庁宗務課をはじめ、各宗派、都道府県仏教会とも連絡を取りながら、被災寺院への周知を図ると共に、ある程度まとまった単位での地域説明会などを、希望に応じて開催することを検討している。

文化庁宗務課より

全日本仏教会に御協力いただき、東日本大震災で被災された宗教法人をいくつか訪問させていただきましたが、被害の甚大さを再認識するとともに、関係者の御尽力の様子と復旧の状況等の一端を把握することができました。文化庁宗務課では、復興支援のために、指定寄附金制度の適用に取り組んでおりますので、境内建物を再建するために寄附金を募る際には、この制度の利用を是非御検討ください。

事務総局録事

九月(十六日～三十日)

- 十八日▼大本山増上寺執事長に挨拶(増上寺)
- ▼浄土真宗本願寺派主催第三十二回千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参列(千鳥ヶ淵戦没者墓苑)
- ▼淑徳大学藤森氏来局
- 十九日▼D A T新藤氏来局
- ▼オメガコム五十嵐氏来局
- 二十日▼厚生労働省泉審議官来局
- ▼ネパール文化観光省大臣他来局
- ▼北河原本会副会長出版上梓祝賀会参加(ホテルオークラ)
- ▼A B S来局
- 二十一日▼民主党臨時党大会参加(ホテルニューオータニ)
- 二十五日▼文化庁職員・曹洞宗職員来局
- ▼ヤマトシステム来局
- 二十六日▼日本宗教連盟として国税庁に意見書提出(国税庁)
- ▼浄土宗宗議会にて本会事業説明(京都・浄土宗務庁)
- ▼局内会議
- 二十七日▼オメガコム五十嵐氏来局
- 二十八日▼第二回宗教教育推進委員会開催

十月(一日～十五日)

- ▼中外日報赤坂氏来局
- 一日▼関西支局局内会議出席(真宗大谷派宗務所)
- ▼淑徳大学藤森氏来局
- 二日▼オメガコム五十嵐氏・林田氏来局
- ▼A B S来局
- 三日▼平成二十四年度宗派代議員会議開催(法華宗(本門流)宗務院会議室)
- ▼全日本葬祭業協同組合連合会第五十七回全国(京都)大会懇親会参加(京都ホテルオークラ)
- ▼D A T新藤氏来局
- 四日▼日本宗教連盟理事会・幹事会出席(本会会議室)
- ▼(一社)仏教情報センター高橋隆信理事長他来局
- ▼中外日報本会理事長取材
- ▼ティケイヘンデルアート黒塚氏来局
- 五日▼局内会議
- ▼台北駐日経済文化代表處「中華民國百一年国慶節」レセプション参加(ホテルオークラ東京)
- 九日▼B N N(仏教N G Oネットワーク)来局
- ▼仏教伝道協会訪問
- ▼同宗連主催第二十七回教団行政責任者研修会出席(京都東急ホテル)

- 急ホテル)
- 十日▼比叡山宗教サミット二十五周年記念実行委員会出席(ウエスティン都ホテル京都)
- ▼愛媛県仏教会御木会長他来局
- 十一日▼平成二十四年度都道府県仏教会・仏教団体代議員会議開催(瑞佛会館)
- ▼曹洞宗宗議会出席(曹洞宗宗務庁)
- 十二日▼世界経済フォーラムクラウス・シュワブ会長と面談(帝国ホテル)
- ▼仏教伝道文化賞贈呈式出席(仏教伝道センタービル)
- ▼ジブラルタ生命来局
- 十五日▼オメガコム五十嵐氏来局

「賛助会員」新会員紹介

- 【団体会員】株式会社 わらび座
- 【個人会員】平野泰寛(和歌山県)

ご入会いただき、誠に有難うございました。

全日本仏教会では、引き続き皆様のご入会をお待ちしております。

本会HPから賛助会員要項・申込書が閲覧・プリントアウトできます。

第四次支援金 締め切り迫る

本会では、東日本大震災の支援活動を継続的に行っている被災地支援団体や避難者受入寺院に対し、本会救援基金より、支援金を拠出させていただいております。

申請期間の締め切り間近になりますと申込みが殺到し、事務手続き等に非常にお時間をいただくこともございます。何卒早めのご申請をお願い申し上げます。

■**申込期間**■
平成二十四年十一月三十日まで

申込み方法や詳細につきまして、本会ホームページを参照下さい。

<http://www.jbfn.jp/>

お問い合わせ 社会人権部
03-3437-9275

訂正

前号(五八三号)八頁、「東京初琵琶湖をめぐる・近江路の神と仏名宝展開催」に関して、一部誤りがありました。

◎誤 「大正大学教授 加藤 勝氏」
◎正 「大正大学教授 加島 勝氏」

関係各位に心よりお詫び申し上げます。

Buddhism Through English 2012 -The Second Semester-

(平成24年度 仏教聖典を初歩英語で学ぶ会 後期)

日本の仏教は宗派仏教ともいわれ、
求める本質は同じでもその教えはさまざまです。
英語という西洋文化を代表することばを使って、
宗派仏教の違いを思考する中で、
東洋文化の本質に迫ってみませんか。

和英対照の「仏教聖典」と『Buddhist Denominations and Schools in Japan』（日本の仏教宗派）を
テキストとして使用し、日本語と英語を交えながら講義を進めていきます。仏教に興味がある方、歴史に興味のある
方、英語に興味のある方、どなたでも参加頂けます。

楽しく、英語を通して仏教を学びましょう。



講師：田中ケネス先生
(武蔵野大学教授)

【後期日程 全5回】

- 第1回 2012年11月22日(木)
 - 第2回 2012年12月20日(木)
 - 第3回 2012年1月24日(木)
 - 第4回 2012年2月28日(木)
 - 第5回 2012年3月28日(木)
- 時間：18時30分～20時



- テキスト：『和英対照仏教聖典』1,680円(貸出も可)
『Buddhist Denominations and Schools in Japan』1,050円

- 会費：5,000円(全5回分)
- 定員：40名
- 場所：〒108-0014 東京都港区芝4-3-14
仏教伝道協会センタービル8F「和」の間
(<http://www.bdk-jp.org/bdk/access.html>)



- お申込みは当協会ホームページをご覧ください。
お電話でもお受けいたします。
お申し込み期限は、2012年11月20日(火)迄です。
尚、会費は当日お支払下さい。
※平成24年度前期受講生の方も再度お申し込みが必要です。



財団法人 仏教伝道協会
BUKKYO DENDO KYOKAI

〒108-0014 東京都港区芝4-3-14
<http://www.bdk.or.jp> E-mail: bdk@bdk.or.jp
Tel: 03-3455-5851 Fax: 03-3798-2758

担当：大來(オオギ)